



**第103回  
定時株主総会  
招集ご通知**

(証券コード 8022)  
平成28年6月3日

株 主 各 位

大阪市中央区北浜四丁目1番23号  
美津濃株式会社  
代表取締役社長 水野明人

## 第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市住之江区南港北一丁目12番35号  
当社大阪本社（ミズノクリスタ）地下1階ホール
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項
  1. 第103期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び  
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第103期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

## 4. 議決権の行使についてのご案内

### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送願います。

### (2) インターネットによる議決権行使の場合

49～50ページの【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照のうえ、平成28年6月22日(水曜日)午後6時までにご行使願います。

### (3) 同一の株主様の重複行使の取り扱い

書面及びインターネットの両方により議決権を重複して行使された場合、当社に後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。ただし、両方が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## 5. インターネット開示（ウェブ開示）

提供すべき書類のうち、下記の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://corp.mizuno.com/jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- ・事業報告「会社の体制及び方針並びに運用状況」
- ・連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・計算書類「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、「会社の体制及び方針並びに運用状況」は、監査役が監査報告書を作成するに際して、事業報告の一部として合わせて監査を受けております。

また、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、監査役及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

以上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容に修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://corp.mizuno.com/jp/>) に掲載させていただきます。

## 事 業 報 告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当社グループは、当連結会計年度において、「コスト上昇への歯止め」及び「非スポーツ分野でのビジネスモデル構築」を最重要課題と位置づけ事業経営に取り組んでまいりました。

このような状況のもと、当社グループ全体の売上は、主力分野であるフットウェア商品は米州市場で苦戦したものの、グループ全体としてはランニングシューズを中心に売上は堅調に推移いたしました。また、アパレル商品も増収となりました。ゴルフビジネスは世界的な市場の低迷が続く中、ブランド力のあるアイアンを中心にシェアを確保いたしました。また、指定管理施設運営や体育施設用器具販売などスポーツ施設サービス事業は引き続き成長しており売上を伸ばしました。

この結果、売上高は89億9千5百万円増収（前年同期比4.8%増）の1,960億7千2百万円となったものの、営業利益は仕入コストにおいて全般的に為替変動の影響を大きく受け、売上総利益率が1.1ポイント低下したことなどにより、20億8千万円減益（同41.2%減）の29億7千1百万円となりました。経常利益は営業減益の影響で、24億3千1百万円減益（同46.7%減）の27億7千8百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券売却益の計上等もあり経常利益から減益額が縮小し、12億5千7百万円減益（同37.6%減）の20億8千5百万円となりました。

セグメント（地域別）の業績は以下のとおりであります。

#### ①日本

日本は、スポーツ品販売事業においてサッカーやラケットスポーツなど競技スポーツ分野の売上が好調に推移いたしました。健康スポーツ分野では、秋冬向けウェアの売上は暖冬の影響を受け不調でしたが、ランニングやウォーキング、トレーニングなどのシューズビジネスが好調で前年並みの売上を確保いたしました。ゴルフビジネスはアイアンの新製品の投入や新規チャネルの開拓、大手チェーンストア向けオリジナルウェアの販売などにより売上は順調に推移いたしました。スポーツ施設サービス事業においては、指定管理施設運営ビジネスの売上が伸張したほか、セノーグループが進める体育施設向け用具ビジネスが売上、利益とも順調に伸ばしました。一方で野球、ソフトボールなどダイヤモンドスポーツ分野は少子化などの影響により苦戦いたしました。

この結果、売上高は38億6千4百万円増収（前年同期比3.2%増）の1,263億5千2百万円、営業利益は9億5千1百万円増益（同32.3%増）の38億9千9百万円となりました。

#### ②欧州

欧州は、ランニング関連品やハンドボールやバレーボールなどインドアスポーツシューズの販売が堅調に推移いたしました。また、ゴルフビジネスにおいても新製品のウッドやアイアンが堅調でした。

しかしながら、為替による換算の影響により、売上高は6千2百万円減収（前年同期比0.4%減）の159億9千万円となりました。また、営業損益は為替の変動を受け仕入コストが増加したほか、販売費及び一般管理費の増加などもあり12億2千万円減益の3億6千4百万円の営業損失となりました。

なお、当連結会計年度における欧州各通貨の換算レートは以下のとおりであります。

英ポンド：180.57円（前年同期 176.77円）、ユーロ（欧州支店）：132.26円（前年同期 138.65円）、

ユーロ（子会社）：134.62円（前年同期 140.67円）、ノルウェー・クローネ：14.84円（前年同期 一）

### ③米州

米州は、ランニングシューズビジネスにおいて販売促進活動を強化し、市民ランナー層へのミズノブランドの訴求に注力いたしました。北米のランニングシューズ市場の供給過剰傾向の中、苦戦いたしました。また、南米ブラジルでのシューズビジネスも、不安定な経済状況の影響を受け不調でした。一方、バレーボール品、野球品などのチームスポーツビジネスは堅調に推移いたしました。また、ゴルフビジネスでは、特にアイアンの機能性と技術力の高さがユーザーに支持され、市場シェアを着実に確保いたしました。

この結果、売上高は19億9千2百万円増収（前年同期比6.7%増）の315億7千万円、営業損益は14億8千9百万円減益の13億2千3百万円の営業損失となりました。

なお、当連結会計年度における米州各通貨の換算レートは以下のとおりであります。

米ドル：120.97円（前年同期 106.36円）、カナダドル：94.74円（前年同期 96.22円）

### ④アジア・オセアニア

アジア・オセアニアは、継続的に好調を維持している台湾や、独自のマーケティング政策を進める韓国などが順調に推移いたしました。また、2年目を迎えたシンガポールのビジネスは安定しつつあり、オーストラリアも堅調でした。一方、中国は年度初めに販売子会社と生産子会社を合併させ、また、不採算店舗を整理するなど経営の効率化とコストダウンを目指した結果、減収となったものの利益率は改善されました。しかしながら中国経済の成長率鈍化の影響は大きく、引き続き厳しい結果となりました。

この結果、売上高は32億1百万円増収（前年同期比16.9%増）の221億5千8百万円、営業利益はマーケティング費用の増加など経費率の悪化もあり、3億7千1百万円減益（同32.7%減）の7億6千3百万円となりました。

なお、当連結会計年度におけるアジア・オセアニア各通貨の換算レートは以下のとおりであります。

台湾ドル：3.81円（前年同期 3.51円）、香港ドル：15.61円（前年同期 13.73円）、中国元：19.39円（前年同期 17.29円）、豪ドル：90.97円（前年同期 95.34円）、韓国ウォン（100ウォンあたり）：10.69円（前年同期 10.09円）、米ドル（シンガポール）：120.97円（前年同期 106.36円）

(次期の見通し)

次期の連結業績につきましては、後述の「(3) 対処すべき課題」に記載いたしましたとおり、各種の有効な施策を実施することにより、収益回復を果たしたいと存じます。なお、通期の予想数値は以下のとおりとなります。

売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	親会社株主に 帰属する 当期純利益 (百万円)	1株当たり 当期純利益 (円)
200,000	5,500	5,500	3,500	27.76
2.0%増	85.1%増	98.0%増	67.8%増	—

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資総額は34億7千9百万円となりました。設備投資の内容は、前連結会計年度より引き続いて、米国におけるロジスティクス拠点の建設及び機械装置等の取得、並びに既存設備の維持・更新などであります。

設備資金や運転資金の資金需要に対しましては、営業キャッシュ・フローによって増加した自己資金に加えて、金融機関からの借入により充たいたしました。

なお、当連結会計年度末における長短借入金残高は、前連結会計年度末に比較して26億8千8百万円減少し、331億3千9百万円となりました。



### (3) 対処すべき課題

当社グループは、持続的成長と企業価値向上のため、下記の項目を直面する経営課題と位置づけ、これらの解消のため対処してまいります。

#### ①米州ビジネスの収益回復

米州の事業環境は、流通市場における供給過剰が深刻な状態となり、チェーン展開する大規模な小売業者の廉価販売により価格競争が激化し、利益率が下げ止まらない悪循環が続いております。

このような厳しい状況の中、ブランドの信頼維持を第一に考えて薄利多売を戒め、販売チャネルと投入商品の厳選を行うことで、在庫と経費の圧縮を進め、利益率回復に努めたいと考えます。

#### ②コストダウンへの取り組み

当社グループの製品コストは、生産各国における労務人件費の上昇、原材料価格の上昇、決済通貨の変動などの要因により安定しない状況にあります。

これらの要因への取り組みといたしましては、生産拠点の分散化を進める一方で、生産能力や品質を安定維持することに主眼を置き、それらのウエイトバランスを取ることに努めてまいります。また、原材料に関しましても、素材の新規開発に加え、供給先の開拓と多様化を図ってまいります。

さらに、決済通貨の変動に対しては、需要予測の精度を上げ、生産・納期管理の厳格化により、決済金額と時期を精緻に把握することによって、ヘッジの実効性を向上させていきたいと考えております。

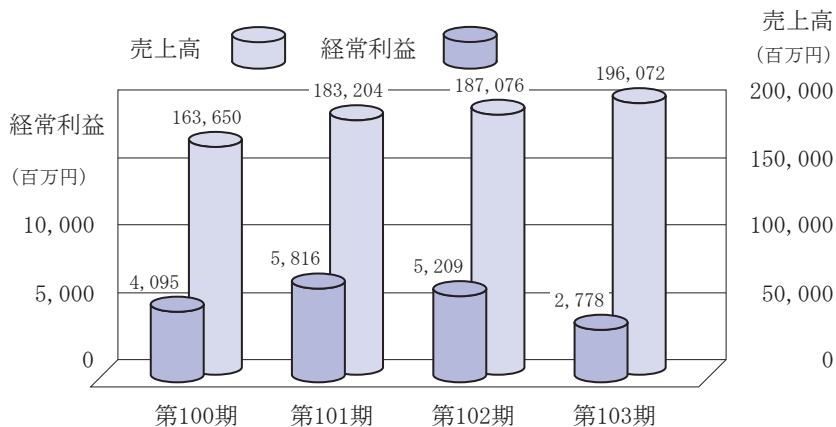
#### ③新規事業領域におけるビジネスモデルの構築

市場競争が激化する中、他社との差別化を図って収益力の源泉を多様化することは、強固な経営基盤を確立するために重要な要素となります。

当社グループでは、燃料電池自動車の水素貯蔵タンク用素材を製造・供給するなど、スポーツ品生産の技術の蓄積を基盤として、新たな分野への製品開発に発展させていきたいと考えております。このように、産業分野における需要を見出し、製品開発と安定供給により、成長に寄与できるよう、新たな事業領域でのビジネスモデルの構築を目指してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第100期	第101期	第102期	第103期
	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	163,650	183,204	187,076	196,072
経常利益(百万円)	4,095	5,816	5,209	2,778
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,946	2,640	3,342	2,085
1株当たり当期純利益(円)	15.60	21.07	26.57	16.54
総資産(百万円)	150,992	166,786	174,395	169,995
純資産(百万円)	82,536	87,576	92,909	89,091
1株当たり純資産(円)	659.22	695.08	735.51	703.57



(5) 重要な親会社及び子会社等の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
ミズノテクニクス株式会社	100百万円	100	スポーツ品の製造・販売
ミズノスポーツサービス株式会社	10百万円	100	スポーツ施設の運営
株式会社ミズノアベール	20百万円	100	各種役務の提供
セノー株式会社	200百万円	100	スポーツ施設機器の製造・販売
株式会社セノテック	10百万円	(100)	スポーツ施設機器の製造
セノーメンテナンスサービス株式会社	10百万円	(100)	スポーツ施設機器の組立・取付等
MIZUNO USA INC.	65,000千米ドル	100	スポーツ品の製造・販売
MIZUNO CANADA LTD.	500千加ドル	100	スポーツ品の販売
MIZUNO (TAIWAN) CORPORATION	45,000千NTドル	80	スポーツ品の販売
MIZUNO CORPORATION OF HONG KONG LTD.	31,892千HKドル	100	スポーツ品の生産管理
SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD.	49,800千米ドル	100	スポーツ品の製造・販売
MIZUNO CORPORATION AUSTRALIA PTY,LTD.	2,500千豪ドル	100	スポーツ品の販売
MIZUNO ITALIA S. R. L.	500千ユーロ	100	スポーツ品の販売
MIZUNO IBERIA, S. L.	3千ユーロ	100	スポーツ品の販売
MIZUNO KOREA LTD.	1,100百万ウォン	100	スポーツ品の販売
MIZUNO SINGAPORE PTE. LTD.	3,000千米ドル	100	スポーツ品の販売
MIZUNO NORGE AS	30千ノルウェー クローネ	100	スポーツ品の販売

(注) 株式会社セノテック及びセノーメンテナンスサービス株式会社は、セノー株式会社の100%所有の子会社であり、重要性が増したため当連結会計年度より連結対象としております。  
なお、「出資比率(%)」欄の括弧内の内書は間接所有割合を示しております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは各種スポーツ品の製造及び販売を主たる事業としております。

また、日本国内ではスポーツ施設の建設工事（当社）、スポーツ施設の運営及び運営受託（当社及びミズノスポーツサービス株式会社）、スクールビジネス（当社）並びにスポーツ機器の製造及び販売（セノー株式会社等）を行っております。

(7) 主要な営業所

①当社

国内	
大阪本社 (大阪市)	東京本社 (東京都千代田区)
名古屋支社 (名古屋市)	関東営業所 (さいたま市)
広島営業所 (広島市)	北海道営業所 (札幌市)
四国営業所 (香川県綾歌郡)	盛岡営業所 (盛岡市)
九州営業所 (福岡市)	仙台営業所 (仙台市)
沖縄営業所 (沖縄市)	エスポーツミズノ(東京都千代田区)
ミズノ大阪店 (大阪市)	
海外	
イギリス支店 (ウォーキングラム)	
ドイツ支店 (アッシュハイム)	
フランス支店 (シャビーユ)	

## ②子会社等

国内	
ミズノテクニクス株式会社	(岐阜県養老郡)
ミズノスポーツサービス株式会社	(大阪市)
株式会社ミズノアペール	(大阪市)
セノー株式会社	(千葉県松戸市)
株式会社セノテック	(群馬県沼田市)
セノーメンテナンスサービス株式会社	(千葉県松戸市)
欧州	
MIZUNO ITALIA S. R. L.	(イタリア トリノ)
MIZUNO IBERIA, S. L.	(スペイン バルセロナ)
MIZUNO NORGE AS	(ノルウェー クリスチャンサン)
米州	
MIZUNO USA, INC.	(米国 ジョージア州 ノークロス)
MIZUNO CANADA LTD.	(カナダ オンタリオ州 ミシソーガ)
アジア・オセアニア	
MIZUNO (TAIWAN) CORPORATION	(台湾 台北)
MIZUNO CORPORATION OF HONG KONG LTD.	(香港)
SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD.	(中国 上海)
MIZUNO CORPORATION AUSTRALIA PTY, LTD.	(豪州メルボルン)
MIZUNO KOREA LTD.	(韓国 ソウル)
MIZUNO SINGAPORE PTE. LTD.	(シンガポール)

(8) 従業員の状況

報告セグメントの名称	従業員数 (人)
日本	2,389 [ 1,520 ]
欧州	272 [ 1 ]
米国	419 [ 85 ]
アジア・オセアニア	2,488 [ 5 ]
合計	5,568 [ 1,611 ]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社企業集団から企業集団外への出向者を除く）であり、臨時従業員数は[ ]内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び期間契約の従業員を含み、派遣社員は除いております。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	14,902 百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	296,000,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	132,891,217株
(3) 株主数		17,545名
(4) 大株主		

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人ミズノスポーツ振興財団	21,735	17.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	8,675	6.86
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	7,891	6.24
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,651	3.68
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	4,540	3.59
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,420	2.71
美 津 濃 従 業 員 持 株 会	2,930	2.32
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	2,760	2.18
美 津 濃 協 栄 会 持 株 会	1,899	1.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,690	1.34

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

2. 当社は、自己株式6,488,275株を保有しておりますが、大株主から除外しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	水 野 明 人	
代表取締役 専務取締役	加 藤 昌 治	総合企画、人事総務、法務、広報宣伝、ゴルフ事業、アジア・オセアニア事業 担当 MIZUNO CORPORATION OF HONG KONG LTD. 取締役会長 MIZUNO KOREA LTD. 代表取締役社長
専務取締役	山 本 睦 朗	ライフスタイルスポーツ事業、ライフスタイルチャンネル営業、スポーツ施設サービス事業、営業統括 担当 セノー株式会社 取締役会長
専務取締役	福 本 大 介	経理財務、情報システム、リテイル営業、ロジスティクス管理、欧州事業、内部監査 担当 MIZUNO (TAIWAN) CORPORATION 董事長 MIZUNO NORGE AS 取締役会長
常務取締役	鶴 岡 秀 樹	ダイヤモンドスポーツ事業、通販・コーポレートアパレル営業、スポーツプロモーション 担当
取 締 役	ロバート・S・ブッチーニ	北米・南米事業 担当 MIZUNO USA, INC. 代表取締役社長 MIZUNO CANADA LTD. 取締役会長
取 締 役	水 野 英 人	業態開発、グローバル・ブランド開発 担当
取 締 役	樋 口 良 司	研究開発、品質保証、グローバルイクイップメントプロダクト 担当
取 締 役	七 條 毅	グローバルアパレルプロダクト、グローバルフットウェアプロダクト 担当 SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD. 董事長
取 締 役	福 井 祥 博	コンペティションスポーツ事業 担当
取 締 役	山 中 英 二	営業本部、ナショナルチェーン営業 担当
取 締 役	小 橋 鴻 三	
取 締 役	山 添 俊 作	
常勤監査役	浜 田 康 宏	セノー株式会社 監査役
常勤監査役	松 下 真 也	
監 査 役	筒 井 豊	弁護士
監 査 役	寺 澤 豊	公認会計士



- (注) 1. 取締役 小橋鴻三氏及び取締役 山添俊作氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役 筒井豊氏及び監査役 寺澤豊氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役 寺澤豊氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 的場富士雄氏は、平成27年6月24日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	14名（2名）	298百万円（7百万円）
監査役（うち社外監査役）	5名（2名）	44百万円（8百万円）
合計（うち社外役員）	19名（4名）	342百万円（15百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第93回定時株主総会において、年額6億円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第93回定時株主総会において、年額8千万円以内と決議されております。
3. 取締役1名は、子会社の役員を兼務し、子会社より報酬が支払われているため、上記の表から除外しております。
4. 取締役の報酬等の額には当事業年度の役員賞与引当額28百万円が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況等
取締役	小橋 鴻 三	重要な兼職先と当社との関係については、該当事項はありません。
取締役	山 添 俊 作	重要な兼職先と当社との関係については、該当事項はありません。
監査役	筒 井 豊	弁護士 重要な兼職先と当社との関係については、該当事項はありません。
監査役	寺 澤 豊	公認会計士 重要な兼職先と当社との関係については、該当事項はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況等
取締役	小橋 鴻三	就任後に開催された当事業年度の取締役会にすべて出席いたしました。その際、企業経営経験者として豊富な知見に基づき、また一般株主の視点からも提言や意見表明を行いました。
取締役	山添 俊作	就任後に開催された当事業年度の取締役会にすべて出席いたしました。その際、企業経営経験者として豊富な知見に基づき、また一般株主の視点から提言や意見表明を行いました。
監査役	筒井 豊	当事業年度において開催された取締役会に24回、監査役会に14回それぞれ出席いたしました。その際、弁護士としての専門的見地に基づき、取締役の執行及び取締役会の意思決定に対し、主に適法性の観点から意見表明を行いました。
監査役	寺澤 豊	当事業年度において開催された取締役会に24回、監査役会に14回それぞれ出席いたしました。その際、公認会計士としての専門的見地に基づき、取締役の執行及び取締役会の意思決定に対し、主に適法性の観点から意見表明を行いました。

(注) 当事業年度において、取締役会は25回、監査役会は15回それぞれ開催されました。なお、小橋鴻三氏及び山添俊作氏は、平成27年6月24日開催の第102回定時株主総会において選任されたため、就任後に開催された取締役会の回数は19回であります。

## ③責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第41条に設けておりますが、筒井豊氏及び寺澤豊氏とは責任限定契約は締結しておりません。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

##### (2) 報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	48百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額について、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務遂行状況や報酬額見積りの算定根拠等を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬を含めております。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 重要な子会社の計算関係書類監査を行う者に関する事項

当社の重要な子会社のうち海外子会社8社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

##### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の解任または不再任の決定の方針として、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合のほか、会社法第344条に基づき監査役会の各監査役が、会計監査人の適正性、妥当性、独立性及び専門性を独自の評価基準に照らして評価したうえで、監査役会にて選解任を決定した結果をもって、再任もしくは不再任または解任の決定を行うこととしております。

**(6) 責任限定契約の内容の概要**

当社は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第45条に設けておりますが、新日本有限責任監査法人とは責任限定契約は締結しておりません。

**(7) 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項**

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(平成28年1月1日から同年3月31日まで)の処分を受けました。

---

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
ただし、百分率は表示桁未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>107,747</b>	<b>流動負債</b>	<b>53,404</b>
現金及び預金	14,176	支払手形及び買掛金	18,498
受取手形及び売掛金	46,637	短期借入金	12,596
有価証券	132	1年内返済予定の長期借入金	6,680
商品及び製品	35,425	未払金及び未払費用	11,622
仕掛品	896	未払法人税等	998
原材料及び貯蔵品	3,579	返品調整引当金	367
繰延税金資産	2,882	役員賞与引当金	28
その他	5,269	その他	2,612
貸倒引当金	△1,252	<b>固定負債</b>	<b>27,499</b>
<b>固定資産</b>	<b>62,247</b>	長期借入金	13,861
<b>有形固定資産</b>	<b>37,971</b>	繰延税金負債	2,083
建物及び構築物	18,442	再評価に係る繰延税金負債	2,440
機械装置及び運搬具	1,047	退職給付に係る負債	5,562
土地	16,879	長期預り保証金	2,303
建設仮勘定	136	資産除去債務	218
その他	1,466	その他	1,029
<b>無形固定資産</b>	<b>10,724</b>	<b>負債合計</b>	<b>80,903</b>
のれん	3,697	<b>(純資産の部)</b>	
その他	7,026	<b>株主資本</b>	<b>85,526</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,551</b>	資本金	26,137
投資有価証券	8,824	資本剰余金	31,520
長期貸付金	14	利益剰余金	30,313
繰延税金資産	2,555	自己株式	△2,444
その他	2,549	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,271</b>
貸倒引当金	△392	その他有価証券評価差額金	2,908
<b>資産合計</b>	<b>169,995</b>	繰延ヘッジ損益	△780
		土地再評価差額金	△104
		為替換算調整勘定	2,848
		退職給付に係る調整累計額	△1,600
		<b>非支配株主持分</b>	<b>293</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>89,091</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>169,995</b>

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売上高	196,072
売上原価	120,435
売上総利益	75,636
販売費及び一般管理費	72,665
営業利益	2,971
営業外収入	200
受取利息	188
受取配当金	41
受取手数料	7
受取保険金	714
その他	1,151
営業外費用	363
支払利息	493
売上替り割	377
の損他	110
常利	1,345
特別利益	2,778
固定資産売却益	25
投資有価証券売却益	983
の売却益	29
特別損失	11
固定資産売却損	23
減損	65
損害賠償	268
投資有価証券評価損	0
税金等調整前当期純利益	369
法人税、住民税及び事業税	1,800
法人税等調整額	△540
当期純利益	1,260
非支配株主に帰属する当期純利益	2,186
親会社株主に帰属する当期純利益	101
	2,085

(注) 連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	59,410	流動負債	29,913
現金及び預金	6,876	支払手形及び買掛金	12,392
受取手形及び売掛金	28,630	短期借入金	1,913
有価証券	132	1年内返済予定の長期借入金	6,500
商品	19,591	未払金及び未払費用	6,633
繰延税金資産	1,409	未払法人税等	281
その他	3,428	前受	202
貸倒引当金	△657	返品調引当金	311
		役員賞与引当金	28
		その他	1,650
固定資産	66,583	固定負債	25,155
有形固定資産	27,765	長期借入金	19,350
建物及び構築物	14,490	再評価に係る繰延税金負債	1,813
工具、器具及び備品	296	退職給付引当金	1,489
土地	12,665	長期預り保証金	2,146
その他	313	資産除去債務	60
無形固定資産	2,700	その他	295
ソフトウェア	2,212	負債合計	55,068
その他	487	(純資産の部)	
投資その他の資産	36,117	株主資本	68,921
投資有価証券	8,751	資本剰余金	26,137
関係会社株式	23,387	資本準備金	31,520
繰延税金資産	996	資本準備金	22,454
その他	3,361	その他資本剰余金	9,066
貸倒引当金	△380	利益剰余金	13,708
資産合計	125,994	その他利益剰余金	13,708
		別途積立金	10,900
		繰越利益剰余金	2,808
		自己株式	△2,444
		評価・換算差額等	2,004
		その他有価証券評価差額金	2,908
		繰延ヘッジ損益	△800
		土地再評価差額金	△104
		純資産合計	70,925
		負債純資産合計	125,994

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売上高	129,401
売上原価	81,994
売上総利益	47,406
販売費及び一般管理費	46,182
営業利益	1,223
営業外収益	18
受取利息	15
有価証券当	1,036
受取配当金	41
受取手数料	7
受取保険金	359
その他	1,478
営業外費用	191
支払利息	461
売上替り	302
の差	83
常利	1,037
特別利益	1,664
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	983
特別損失	1
固定資産売却損	19
固定資産除却損	10
減損	10
関係会社株式評価損	949
投資有価証券評価損	0
税引前当期純利益	980
法人税、住民税及び事業税	1,667
法人税、住民税等調整額	425
当期純利益	357
	782
	885

(注) 計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

美津濃株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限  
責任社員 公認会計士 山本 操 司 ㊞  
業務執行社員  
指定有限  
責任社員 公認会計士 内田 聡 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、美津濃株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、美津濃株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

美津濃株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限  
責任社員 公認会計士 山本 操 司 ㊞  
業務執行社員  
指定有限  
責任社員 公認会計士 内田 聡 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、美津濃株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担、重点監査項目等を定め、毎月開催する監査役会において各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている内部統制システム(取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制)について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

美津濃株式会社	監査役会
常勤監査役	浜田 康 宏 ㊟
常勤監査役	松 下 真 也 ㊟
社外監査役	筒 井 豊 ㊟
社外監査役	寺 澤 豊 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の継続を基本方針としております。

第103期の期末配当につきましては、上記の基本方針に則った上で、事業成長による企業価値向上のため、設備投資や研究開発投資等に充当すべく内部留保にも配慮し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社 普通株式 1株につき 金5円

総額 632,014,710円

これにより、当期の年間配当金は、中間配当金の1株につき金5円とあわせて、1株につき金10円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月24日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を目的として、監査等委員会設置会社に移行するために、次の変更を行うものであります。

- (1) 監査等委員会設置会社に移行するための規定を新設するものであります（変更案第4条）。
- (2) 取締役及び取締役会に関する規定を変更及び新設するものであります（変更案第4章の各規定）。
  - ① 取締役会を適正規模にすべく、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数を7名以内、監査等委員である取締役の員数を3名以内と規定するものであります（変更案第20条）。
  - ② 社外取締役等として有用な人材の招聘を可能にし、職務の遂行にあたり期待される役割を果たし得るよう、業務執行を行わない取締役との間において、責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります（変更案第31条）。なお、当該規定の新設については、各監査役の同意を得ております。
  - ③ 取締役会の決議により、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができるようにする規定を新設するものであります（変更案第32条）。
- (3) 第5章の標題を「監査役及び監査役会」から「監査等委員会」に改め、監査役及び監査役会に関する規定を削除するとともに（現行定款第32条から第41条）、「監査等委員会」に関する規定を新設するものであります（変更案第33条から第36条）。また、現行定款第41条の削除にともない、附則を新設するものであります。
- (4) 条文の新設・削除にともない条数の整備を行うとともに、一部字句及び表現の修正等、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会終結の時をもって生じるものといたします。



## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
第 4 条 (機 関) 本公司は株主総会及び取締役のほか、取締役会、 <u>監査役</u> 、 <u>監査役会</u> 及び会計監査人を置く	第 4 条 (機 関) 本公司は株主総会及び取締役のほか、取締役会、 <u>監査等委員会</u> 及び会計監査人を置く
第 5 条～第 19 条 (条文省略)	第 5 条～第 19 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 20 条 (取締役の員数) 本公司の取締役は <u>14名以内</u> とする	第 20 条 (取締役の員数) 本公司の取締役 ( <u>監査等委員である取締役を除く</u> ) は 7 名以内とし、 <u>監査等委員である取締役は 3 名以内</u> とする
第 21 条 (取締役の選任) 取締役は株主総会の決議によって選任する  取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う 取締役の選任については、累積投票によらないものとする	第 21 条 (取締役の選任) 取締役は <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 株主総会の決議によって選任する 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う 取締役の選任については、累積投票によらないものとする

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第22条（取締役の任期）</p> <p><u>取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u></p> <p><u>監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u></p> <p><u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする</u></p> <p><u>なお、会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任決議のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする</u></p>
<p>第23条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会の決議により代表取締役を選定する</p> <p>取締役会の決議により取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、<u>取締役副社長並びに専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる</u></p>	<p>第23条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会の決議により<u>取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から</u>代表取締役を選定する</p> <p>取締役会の決議により<u>取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から</u>取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名並びに<u>取締役副社長若干名を選定することができる</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>取締役会長は取締役会を統理する 取締役副会長は取締役会長を補佐する 取締役社長は業務の執行を統轄し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐するとともに取締役社長に事故あるときはその順にしたがって取締役社長の職務を代行する</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第24条 (報酬等)  <u>取締役の報酬その他の職務執行の対価として本会社より受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める</u></p>	<p>第24条 (報酬等)            取締役の報酬その他の職務執行の対価として本会社より受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める</u></p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>第26条 (取締役会の議長)  <u>取締役会長は、取締役会を招集しその議長となる</u>  <u>取締役会長が選定されていない場合、または取締役会長に事故あるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる</u></p>	<p>第26条 (取締役会の議長)  <u>取締役会長または取締役社長は、取締役会を招集しその議長となる</u>  <u>取締役会長または取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる</u></p>
<p>第27条 (取締役会の招集通知)            取締役会の招集の通知はあらかじめ取締役会で定めた期日の場合を除き、各取締役及び各監査役に対して会日3日前に発するものとする            ただし、緊急を要する場合にはこの期間を短縮することができる</p>	<p>第27条 (取締役会の招集通知)            取締役会の招集の通知は、<u>あらかじめ取締役会で定めた期日の場合を除き、各取締役に対して会日3日前に発するものとする</u>            ただし、緊急を要する場合にはこの期間を短縮することができる</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第28条 (条文省略)</p> <p>第29条 (取締役会の決議の省略)  取締役会の決議の目的事項に係る提案について、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。  <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない</u></p> <p>第30条 (取締役会の議事録)  取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役並びに監査役が記名捺印または電子署名をして、決議の日から10年間本店に備え置く</p> <p>第31条 (取締役の責任免除)  本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む)の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる  (新 設)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第29条 (取締役会の決議の省略)  取締役会の決議の目的事項に係る提案について、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす  (削 除)</p> <p>第30条 (取締役会の議事録)  取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役が記名捺印または電子署名をして、決議の日から10年間本店に備え置く</p> <p>第31条 (取締役の責任免除)  (現行どおり)</p> <p><u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>  <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第32条 (重要な業務執行の決定の委任)</u>  <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の</u>  <u>規定により、その決議によって重要な業</u>  <u>務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を</u>  <u>除く) の決定の全部または一部を取締役</u>  <u>に委任することができる</u></p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>第33条 (常勤の監査等委員)</u>  <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常</u>  <u>勤の監査等委員を選定することができる</u></p> <p><u>第34条 (監査等委員会の招集通知)</u>  <u>監査等委員会の招集の通知は、あらかじめ</u>  <u>監査等委員会で定めた期日の場合を除</u>  <u>き、各監査等委員に対して会日の3日前</u>  <u>に発するものとする</u>  <u>ただし、緊急を要する場合にはこの期間</u>  <u>を短縮することができる</u></p> <p><u>第35条 (監査等委員会の決議方法)</u>  <u>監査等委員会の決議は、議決に加わるこ</u>  <u>とができる監査等委員の過半数が出席し、</u>  <u>その過半数をもって行う</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第36条 (監査等委員会の議事録)
	<u>監査等委員会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名捺印または電子署名をして、決議の日から10年間本店に備え置く</u>
第32条 (監査役の員数) <u>本会社の監査役は4名以内とする</u>	(削 除)
第33条 (監査役の選任) <u>監査役は株主総会の決議によって選任する</u> <u>監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する</u>	(削 除)
第34条 (監査役の任期) <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u> <u>ただし、補欠のため選任された監査役の任期は前任者の残任期間と同一とする</u>	(削 除)
第35条 (常勤の監査役) <u>監査役会は監査役の中から常勤監査役を選定する</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第36条 (補欠の監査役の予選の効力)</u>  <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時総会の開始の時までとする</u>  <u>前項の補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする</u>  <u>但し、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第37条 (報酬等)</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第38条 (監査役会の招集通知)</u>  <u>監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日3日前に発するものとする</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第39条 (監査役会の決議方法)</u>  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数をもって行う</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第40条 (監査役会の議事録)</u>  <u>監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名をして、決議の日から10年間本店に備え置く</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第41条（監査役の責任免除）</u>  <u>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む）の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる</u>  <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>  <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第45条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第46条～第49条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第40条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第41条～第44条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u>  <u>本会社は、第103回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む）の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる</u></p>



### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますとともに、現任の取締役全員（13名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役とは区別して、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決及び定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	みずのあきと 水野明人 (昭和24年8月25日生)	昭和50年8月 当社入社 昭和57年12月 当社千里事業本部マーケティング室長 昭和59年5月 当社取締役 昭和61年5月 当社常務取締役 平成2年6月 当社専務取締役 平成6年6月 当社取締役副社長 平成10年6月 当社代表取締役副社長 平成18年6月 当社代表取締役社長（現任）	526,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	か とう まさ はる 加 藤 昌 治 (昭和30年8月15日生)	昭和54年3月 当社入社 平成11年4月 当社総合企画室部長 平成12年6月 当社取締役 当社総合企画担当(現任) 平成17年6月 当社常務取締役 平成24年6月 当社アジア・オセアニア事業 担当(現任) MIZUNO CORPORATION OF HONG KONG LTD. 取締役会長(現 任) 平成25年6月 当社代表取締役専務取締役 (現任)、人事総務、法務担当 (現任) 平成27年6月 当社広報宣伝、ゴルフ事業担 当(現任) 平成28年1月 MIZUNO KOREA LTD. 代表取締 役社長(現任)	64,027株
3	やま もと むつ ろう 山 本 睦 朗 (昭和29年4月25日生)	昭和52年3月 当社入社 平成11年3月 当社フットウェア企画生産部 長 平成15年6月 当社取締役 平成20年6月 当社スポーツ施設サービス事 業担当(現任) 平成23年6月 当社常務取締役 平成24年6月 セノー株式会社 取締役会長 (現任) 平成25年1月 当社ライフスタイルスポーツ 事業、ライフスタイルチャネ ル営業担当(現任) 平成25年6月 当社専務取締役(現任) 平成26年10月 当社営業統括担当(現任)	34,028株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	ふくもと だい すけ 福 本 大 介 (昭和32年6月27日生)	昭和56年3月 当社入社 平成13年4月 当社経理財務部長 平成15年6月 当社取締役 当社経理財務担当(現任) 平成16年6月 当社リテイル営業担当(現任) 平成17年6月 当社ロジスティクス管理担当(現任) 平成20年6月 当社情報システム、欧州事業担当(現任) 平成23年6月 当社常務取締役 平成23年12月 MIZUNO (TAIWAN) CORPORATION 董事長(現任) 平成25年6月 当社専務取締役(現任) 平成26年9月 MIZUNO NORGE AS 取締役会長(現任) 平成27年10月 当社内部監査担当(現任)	47, 155株
5 (社外)	こ ばし こう ぞう 小 橋 鴻 三 (昭和21年7月16日生)	昭和46年4月 清水建設株式会社入社 平成14年6月 同社執行役員 平成16年6月 同社常務執行役員 平成18年4月 同社専務執行役員 平成21年6月 同社取締役専務執行役員 平成23年4月 同社取締役副社長 平成27年6月 当社取締役(現任)	0株

(注)

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小橋鴻三氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由及び独立性に係る事項は、以下のとおりであります。

小橋鴻三氏は、企業の経営執行に長らく携わってこられ、その豊富な経験や高い見識に基づく提言や助言により、当社の取締役会の活性化に寄与されております。当社グループの企業価値向上には、公平な判断のもと客観的な立場から経営へのご意見や監督を行っていただくことが重要と考え、引き続き社外取締役としてその役割を果たしていただくことを期待し候補者とするものであります。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。

また、同氏は、当社が定める「社外役員選考のための独立性に関する基準及び方針」に照らして、一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、中立性・独立性について問題ないものと判断いたしております。そのため、同氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ており、本総会において選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これにともない、取締役（監査等委員を除く取締役）とは区別して、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決及び定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 (新任)	はま だ やす ひろ 浜 田 康 宏 (昭和29年8月22日生)	昭和52年3月 当社入社 平成13年4月 当社アスレティック事業部アスレティック企画生産部長 平成18年4月 SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD. 総経理 平成23年1月 当社ロジスティクス管理部長 平成25年6月 当社常勤監査役（現任） セノー株式会社監査役（現任）	15,586株
2 (新任) (社外)	つつ い ゆたか 筒 井 豊 (昭和21年9月8日生)	昭和55年4月 弁護士登録 平成10年6月 当社監査役（現任）	0株
3 (新任) (社外)	やま ぞえ しゅん さく 山 添 俊 作 (昭和24年10月22日生)	昭和47年4月 住友不動産株式会社入社 平成5年7月 住友不動産販売株式会社住宅第一営業部長 平成13年6月 同社取締役 平成19年6月 同社取締役常務執行役員 平成23年6月 同社専務執行役員 平成25年6月 同社監査役 平成27年6月 同社取締役（現任）	0株

(注)

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 浜田康宏氏、筒井豊氏及び山添俊作氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
3. 筒井豊氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由及び独立性に係る事項は、以下のとおりであります。  
筒井豊氏は、弁護士として企業法務に精通し、幅広い見識から主に法令や定款の遵守に関わる見地から意見を述べるなど、社外監査役として客観的かつ中立的な監査をしていただいております。このたび、監査等委員として社外取締役の任を果たしていただくことを期待し候補者とするものであります。なお、同氏が当社監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって18年であります。

また、同氏は、当社が定める「社外役員選考のための独立性に関する基準及び方針」に照らして、一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、中立性・独立性について問題ないと判断いたしております。そのため、同氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ており、本総会において選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

4. 山添俊作氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由及び独立性に係る事項は、以下のとおりであります。  
山添俊作氏は、企業の経営執行に長らく携わってこられ、その豊富な経験や高い見識に基づく提言や助言により、当社の取締役会の活性化に寄与されております。さらに、同社の監査役も務められ、同社の経営執行に対する監査・監督の任を果たしてこられました。そのような観点から、引き続き社外取締役として当社の経営執行の健全性確保に寄与していただくことを期待し候補者とするものであります。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。

また、同氏は、当社が定める「社外役員選考のための独立性に関する基準及び方針」に照らして、一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、中立性・独立性について問題ないと判断いたしております。そのため、同氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ており、本総会において選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決及び定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
いとうよしあき 伊藤嘉章 (昭和28年6月20日生)	平成2年3月 公認会計士登録 平成26年6月 新日本有限責任監査法人退職 平成26年12月 イマジニアリング株式会社 社外監査役(現任) 平成27年3月 内外トランスライン株式会社 社外取締役(現任) 平成27年6月 当社補欠監査役(現任)	0株

(注)

- 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 伊藤嘉章氏は、監査等委員である社外取締役の補欠としての候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由及び独立性に係る事項は、以下のとおりであります。

伊藤嘉章氏は、公認会計士としての経験及び幅広い見識から、取締役会に対し有益な助言や提言を行っていただくとともに、経営執行に対して主に企業財務や会計に関する見地から客観的かつ中立的な監査をしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役の補欠としての候補者とするものであります。

また、同氏は、当社が定める「社外役員選考のための独立性に関する基準及び方針」に照らして、一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、中立性・独立性について問題ないと判断いたします。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第93回定時株主総会において、年額6億円以内と決議され今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現行の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3億円以内（うち社外取締役に對しては年額3千万円以内）といたしたいと存じます。

取締役は現在13名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決及び定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を年額5千万円以内といたしたいと存じます。監査等委員である取締役は、監査役が負っていた監査業務に加え、取締役会の決議に参加し、業務執行の監督を行うなど職務が加重されることから、その職責を考慮した水準といたしております。（現行の監査役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第93回定時株主総会において、年額8千万円以内と決議されております。）

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決及び定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

以上



## 【ご参考】

### 社外役員選考のための独立性に関する基準及び方針

当社は、社外取締役及び社外監査役の候補者を選考するにあたって、その独立性の基準を定めております。

社外役員として、一般株主と利益相反が生じないことを最優先の要件として、下記の属性に該当する者は、選考から除外することとしております。

- (1) 当社グループの役員または社員であった者
- (2) 当社グループの主要な取引先、もしくはその業務執行者または過去に業務執行者であった者  
※「主要な取引先」とは、年間の取引金額が、当社グループの連結売上高の5%以上である取引先をいいます。  
また、「業務執行者」とは、取締役、執行役及び執行役員、並びにそれらに準ずる者をいいます。(以下、同じ。)
- (3) 当社グループを主要な取引先とする会社等、もしくはその業務執行者または過去に業務執行者であった者  
※「当社グループを主要な取引先とする会社等」とは、年間の取引金額が、当該会社等の連結売上高の5%以上である取引関係先をいいます。
- (4) 当社の大株主（直接保有、間接保有にかかわらず、総株主の議決権の10%以上の議決権を保有）もしくはその業務執行者または過去に業務執行者であった者
- (5) 当社グループから、役員報酬を除き、年間1千万円以上の金銭等（寄付を含む）を受け取っている者、または過去に受け取っていた者
- (6) 上記各項目の配偶者または2親等以内の親族

以上

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

なお、バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

### 2. 議決権行使のお取り扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、平成28年6月22日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、書面及びインターネットの両方により議決権を重複して行使された場合は、当社に後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。ただし、両方が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号と同様、大切にお取り扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3)議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

##### (1) パソコン用サイトによる場合

①画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

②次のアプリケーションをインストールしていること。

a. ウェブブラウザとしてVer. 5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer

b. PDFファイルブラウザとしてVer. 4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®

または、Ver. 6.0以降のAdobe® Reader®

※ Internet Explorer は 米 国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

##### (2) 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1)本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2)その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引先の証券会社にお問い合わせください。

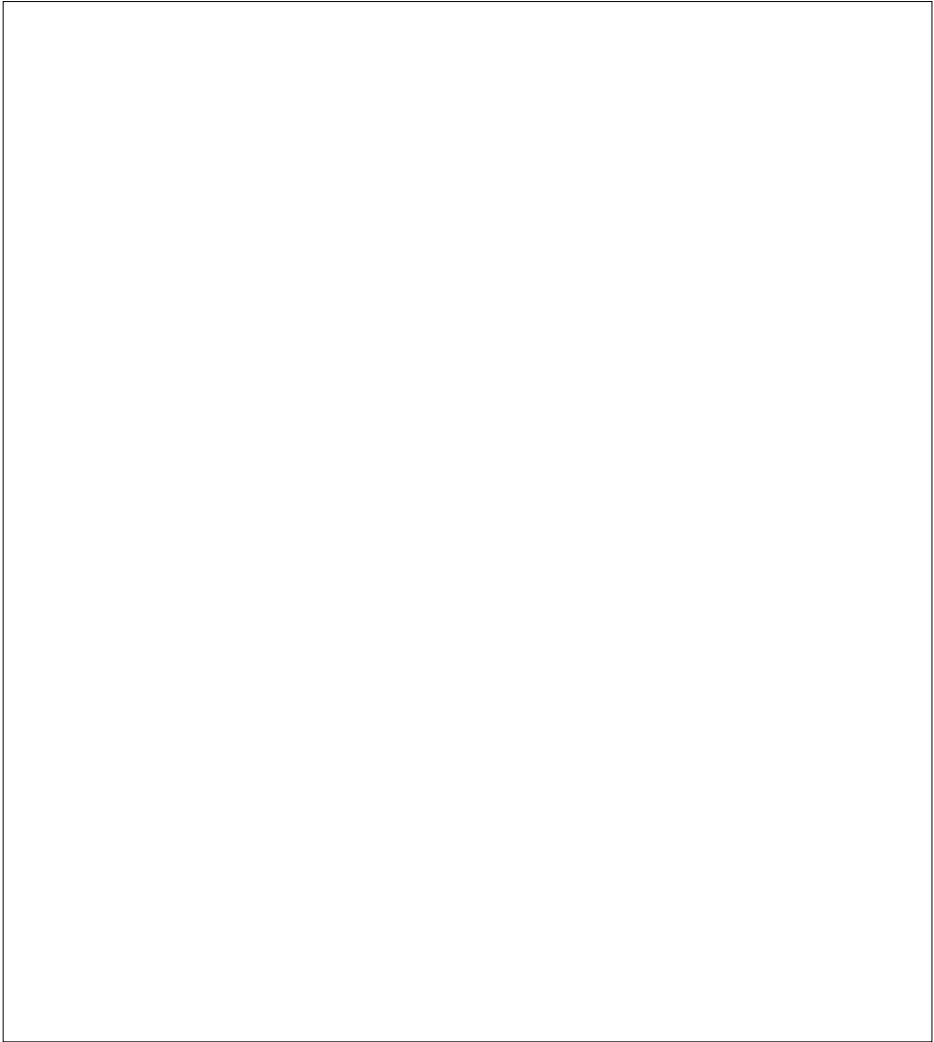
②証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

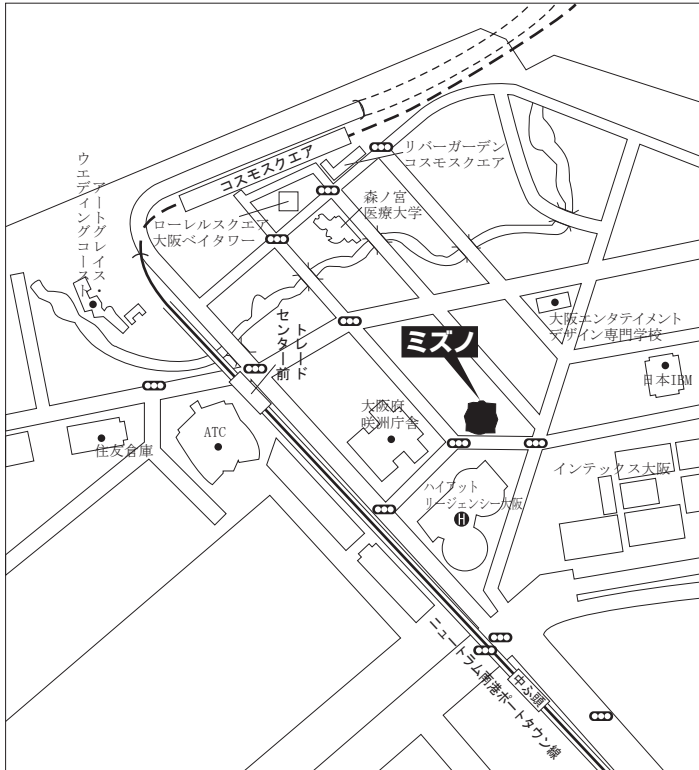
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以 上

# MEMO

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page. It is intended for the main content of the memo.

## 株主総会会場ご案内図



ミズノ株式会社 大阪本社

〒559-8510 大阪市住之江区南港北 1-12-35

- 地下鉄中央線、ニュートラム南港ポートタウン線  
「コスモスクエア」下車、徒歩約10分
- ニュートラム南港ポートタウン線  
「トレードセンター前」下車、徒歩約10分
- ニュートラム南港ポートタウン線  
「中ふ頭」下車、徒歩約8分



明日は、きっと、できる。